

## 令和4年度 第1回南砺市総合教育会議

日 時 令和4年8月29日（月）  
午前10時から  
場 所 南砺市役所 302会議室

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 議 題

- (1) 特認校制度の導入について
- (2) 南砺市立学校プロモーションビデオの公開について
- (3) 南砺市立学校のあり方検討委員会及び  
利賀地域義務教育学校設置協議会の設置について
- (4) ネットワーク強化による子ども・子育て支援の充実について
  - ① 南砺市こども家庭総合支援拠点「スマイルなんと」  
の設置について
  - ② なんと Hug の機能・連携拡充について

資料 1

資料 2

資料 3-1

資料 3-2

資料 4

資料 5

### 4. その他

### 5. 閉 会

## 南砺市立学校の特認校制度導入について

### 1. 特認校制度導入の目的

#### (1) 学校設置の基本的な考え方

- ①地域を基盤とした特色ある小中一貫教育を推進していく。
- ②令和27年度（2045年度）には、現在の8中学校区にある小・中学校を義務教育学校化する方向で進めていくが、保護者が望み、地域の了解が得られた場合は、再編統合も検討する。
- ③児童生徒及び保護者の通学にかかる負担に配慮し、多くの児童生徒が徒歩と自転車で通学することが可能な学校配置とする。

— 南砺市立学校のあり方に関する提言より —

#### (2) 特認校制度導入の目的

南砺市内ではどの学校においても、学習指導要領に定められた学習を保障することを前提として、さらに地域環境・学習資源を最大限に活用した特色ある教育を進めている。

自分の校区の学校で学ぶことを基本としながらも、自分の校区外の学校で学びたいと希望する児童生徒・保護者のニーズに対応し、一定の条件のもと、入学・転学を認め、多様な教育の機会創出と更なる質の向上を図る。

**通学区域に定める学校への就学を基本とし、従来の校区を無くそうとする制度ではない。**

**参考** ※南砺市PTA連合会が実施した

「令和3年度 南砺市の子どもたちの未来を拓く教育アンケート」より

(実施時期：令和4年2月、実施方法：インターネットのアンケートフォームを利用して回答)

・特認校制度の実施について

全回答件数736件のうち、**72.7%が「賛成である」と回答**

(その他の回答：「反対である」4.6%、「わからない」20.0%)

(参考：令和3年4月児童生徒数 3,243人)

## 2 導入のメリット・デメリット

### (1) メリット

#### ①地域の特色を生かした学校づくりへの対応

各校において行われている「特色ある学校づくり」

- ・ふるさと教育の小・中9年間を通じた実践
- ・学校運営方針による独自の取り組み



各校の特色を通して、児童生徒が学びたい、保護者が学ばせたいと希望する学校を自ら選択できる



学校に対する関心を高め、学校活動への積極的な参加が期待できる

全市的に取り組むことで、地域と学校が一体となった教育活動の一層の向上が図られる

#### ②中学校における部活動の拠点校化への対応

#### ③小規模校の課題への対応

児童生徒数の減少に伴う単級化による人間関係の固定化

→多様な意見に触れる機会、他者との切磋琢磨する経験

#### ④教育的配慮が必要な児童生徒への対応

教育委員会が特別な理由として転入学を認めていた事例でも、特認校制度を理由として転入学できる。

## (2) デメリット（及び対応）

※制度利用にあたり、保護者にはデメリットも十分理解していただく

①通学上の問題（長距離化、長時間化） ↔ 公共交通の活性化が期待	
課題ア	児童生徒・保護者の負担、登下校の安全確保
対応ア	保護者の責任のもとによる通学 公共交通による交通手段・通学経路を提示 通学費用の助成 危機管理体制、連絡体制の強化（安全メールなどの活用）による災害等緊急時対応

②地域との繋がりの希薄化 ↔ 他地域との交流が生まれる	
課題ア	居住する地域との関係
対応ア	地域住民として参加（児童クラブ、地域づくり協議会行事）
課題イ	就学する地域との関係
対応イ	地域と一体となった教育活動への参加

③学校運営への影響 ↔ 児童生徒、保護者の希望に沿った就学の実現	
課題ア	児童生徒数の変動
対応ア	教室不足など物理的制約がある場合は募集人数を制限
課題イ	小規模校における児童生徒数の急激な減少に伴う複式学級化
対応イ	複式化の解消のための県への働きかけ 市費による教員補充
課題ウ	風評など本来の教育活動による理由以外の学校選択
対応ウ	特認校の教育への十分な理解と積極的参加を入学要件 市教育委員会からの情報発信、学校説明会の開催 実際に当該特認校に通学する児童生徒、保護者の意見の提供

### 3. 導入までのスケジュール

時 期	特認校制度	参 考	
		部活動拠点校化	将来の学校のあり方検討委員会
令和4年度 (令和4年) 9月	特色ある学校づくり、特認校制度の周知 ・学校紹介動画の公開	先行実施種目・ 拠点校の決定	委員会の開催  R4年度 4回程度
10月上旬	特認校制度の募集案内を全学年および新 入学児童生徒の保護者に配布	説明会の案内	
	学校見学会の開催（10月下旬まで）	学校見学会で 説明会の開催	
11月上旬	特認校制度の学校入学の申込受付		
中旬 ～下旬	教育委員会において、特認校制度入学者 を認定		
12月中旬	選考結果（就学予定校）の通知 入学意思申出の確認		
(令和5年) 1月中旬	入学意思申出の提出期限（入学者決定）		
下旬	就学通知（全児童生徒）		
2月	入学説明会の開催	入学説明会で 拠点校化の説明	
3月			
令和5年度 4月	特認校制度の開始	拠点校化の先行 実施	R5年度 4回程度
			令和6年3月 提言書

## 4. 導入に向けた制度改正

### (1) 南砺市就学指定学校の変更取扱要綱の一部改正

別表	就学指定学校の変更許可基準	特認校制度を追加
		※就学に関する必要な事項については、別途要綱を制定して整備
		教育的配慮が必要な事例などにより、年度途中における転入学の希望がある場合は、市教育委員会で判断（従来通り）

### (2) 南砺市特認校就学実施要綱の制定

第3条	特認校	市内のすべての学校において実施
第5条	入学要件	地域を基盤とした特色ある教育活動及びPTA活動等への保護者の理解と協力
		保護者の責任の下、公共交通機関の利用または保護者送迎による通学（通学費の助成あり）
第6条	入学時期	原則、4月1日
第8条	期間	原則、入学から卒業まで
第10条	募集人数	教室不足など物理的制約がある場合は募集人数を制限 募集を上回る場合は原則、抽選
第12条	中学校等への入学	通学区域内への入学を基本とするが、小学校へ特認就学した児童が希望する場合は特認校区内の中学校への入学が可能
附則	令和5年度および令和6年度の受け入れ学年に関する特例	令和5年度入学は、小学校・中学校ともに全学年が対象
		令和6年度入学は、中学校全学年生徒、小学校新入学児童が対象
		各中学校に配置する拠点部活動の決定が、令和5年度新入学生募集に間に合わない可能性があるため選択の猶予を持たせる

### (3) 南砺市通学費補助金交付要綱の全部改正

第2条	補助対象	特認就学による通学に係る通学費を対象に追加 ただし、補助対象となる通学距離要件あり 小学校 自宅～学校までの実距離が2.5キロメートル以上 中学校 自宅～学校までの実距離が4キロメートル以上
		従来の通学区域内を対象とした距離が6キロメートル以上だったものを見直す
第4条	交付方法	市営バスは通学定期乗車券の交付 JR、民間バスなどの公共交通等は、補助金の交付
第5条 別表第3	補助金額	公共交通は、通学定期乗車券の額 徒歩又は自転車は、従来どおり距離区分に応じて交付 年額3千円～11千円

# 南砺市立学校のプロモーションビデオの公開について

## <趣旨>

南砺市内の小・中・義務教育学校全16校および教育委員会が進める小中一貫教育及び特認校制度について、紹介映像を公開し、地域の教育資源などを生かした学習カリキュラムに取り組む各学校の特色ある教育活動を、児童生徒・保護者・市民等に広く周知し、学校運営への理解を深めていただく。

また、令和5年4月から開始する特認校制度を希望する児童生徒、保護者等が就学する学校を検討する際の参考として、活用していただく。

## <内容>

1校あたり5～6分程度の紹介映像（南砺つばき学舎と利賀小・中は、小中合同の映像）

各学校が自ら構成を考え、児童生徒や若手教員が出演するなど、工夫を凝らして特色ある学校づくりを紹介

## <公開>

9月1日（木）から動画サイト（YouTube）で視聴可能（リンク先を市および各学校のホームページに掲載）  
となみ衛星通信テレビの協力により、ケーブルテレビでの放映も今後予定

## 南砺市立学校のあり方検討委員会の設置について

### 1. 開催の経緯

令和2年9月30日に設置した「南砺市立学校のあり方検討委員会」にて、人口減少に伴う少子化による児童生徒数の減少が想定されていることから、望ましい学校規模、学校区域及び児童生徒の学習・生活環境等の教育的な観点から、将来の市内の小中学校のあり方について、長期的な展望で検討していただき、4回の検討委員会を経て、令和3年1月5日に提言書が提出された。

市教育委員会にて、提言に沿った形で進めていくこととし、総合教育会議にて市長の了解を得て、学校の基本的な考え方として、「地域を基盤とした小中一貫教育を推進し、令和27年度（2045年度）には、現在の8中学校区にある小・中学校を義務教育学校とする方向で進めていく。」、「児童・生徒及び保護者の通学にかかる負担に配慮し、多くの児童・生徒が徒歩と自転車で通学することが可能な学校配置とする。」、学校運営の基本的な考え方として、「市内の8地域（合併前の旧町村）で培われてきた固有の文化を大切にしながら、地域と一体となった学校運営を行う。」、学校のあり方に関する検討についてとして、「概ね5年毎に「南砺市立学校のあり方検討委員会」を設置し、将来の児童・生徒数の見通しを踏まえて、望ましい学校の設置や運営のあり方について再度協議する。今後は、本検討委員会での提言内容の周知を図るとともに、保護者など地域の意見を広く聴く。」、「次回は、「南砺市公共施設再編計画」の改訂年度の前年度にあたる令和6年度に設置する（4年後）。」として将来の学校のあり方について進めることとした。

また、将来の学校のあり方とは別に、令和2年度に少子化に伴う中学校部活動環境の向上を目的として「南砺市中学校部活動のあり方検討委員会」を設置し、各校にある部活動を学校毎に種目を集約する「部活動の拠点校化」として検討を進めるものとして、令和3年度に入り、将来の学校のあり方とあわせて市広報誌やホームページ、地域説明会等にて周知を図っていたところではあるが、学校のあり方や部活動のあり方について、市民の方々より多様な意見をいただき、また市議会にて設置された「将来の教育あり方検討特別委員会」からも提言書が提出された事を受け、令和6年度に設置を予定していた「南砺市立学校のあり方検討委員会」を2年間前倒しし、令和4年度に設置し、再検討していただく事とした。

### 2. 目的

将来の児童・生徒数の見通しを踏まえて、望ましい学校の設置や運営のあり方について、望ましい学校規模、学校区域及び児童生徒の学習・生活環境等の教育的な観点から、将来の市内の小中学校のあり方について、長期的な展望で検討する。





## 令和4年度利賀地域義務教育学校設置協議会について

### 1 設置理由

利賀地域における義務教育学校（小学校及び中学校を1つの学校として、9年間の義務教育を一貫して実施する学校をいう。以下同じ）の設立を目指し、南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び有識者、関係者等が協議を行うため、利賀地域義務教育学校設置協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 委嘱委員名簿（別紙参照）

- ・14名で構成。
- ・任期は任命の日から令和6年3月31日までとする。

### 3 今後の予定（案）

令和4年	9月9日（金）	第1回利賀地域義務教育学校設置協議会
	第2回以降2～3か月に1回程度	設置協議会を必要に応じて開催
	10月～11月	他県の先進的な取組をしている義務教育学校を設置協議会委員が視察
令和5年	2～3か月に1回程度	設置協議会を必要に応じて開催
令和6年	2月	設置協議会【最終回】
	4月	（仮称）南砺市立利賀地域義務教育学校開校

### 4 設置協議会での検討事項（案）

- ・目指す子供像、校訓、教育目標等
- ・学校環境、施設設備
- ・保育園との交流、連携
- ・利賀地域の特色を生かした学習内容
- ・校章、校歌、制服等

## 令和4年度利賀地域義務教育学校設置協議会 委員名簿

No	区分	氏名	性別	所属等	備考
1	学識経験者	成瀬 喜則	男	富山大学	
2	教育委員会	松本 謙一	男	教育長	
3	学校関係者	棚田 賢也	男	小学校長会	
4	学校関係者	高田 公美	女	利賀小校長	
5	学校関係者	瀬戸 広美	女	中学校長会	
6	学校関係者	扇澤 文夫	男	利賀中校長	
7	学校関係者	高瀬 夕紀	女	利賀ささゆり保育園長	
8	地域住民の代表者	野原 哲二	男	地域づくり協議会代表	
9	地域住民の代表者	須河紗也子	女	地域づくり協議会推薦	
10	地域住民の代表者	米倉 宗嗣	男	地域有識者	
11	保護者の代表者	笠原 一忠	男	小中合同P T A	中学校
12	保護者の代表者	城岸 千秋	女	小中合同P T A	小学校
13	保護者の代表者	米倉 健太	男	保育園保護者代表	
14	その他教育委員会 が必要と認める者	邑上 貴厚	男	山村留学関係者	育てる会

令和4年4月開設 南砺市子ども家庭総合支援拠点

# こども家庭相談室「スマイルなんと」

すべての子ども(0歳~18歳)・家庭・妊産婦の悩みは  
**どんな相談でも子ども家庭支援員が対応します**

「育児に悩んでいる」  
「子どもの発達が心配」  
「子どもにイライラして叩いて  
しまいそうになる」  
「子育てが辛い」  
「子どもが家にひきこもっている」  
「身近に相談できる人がいない」  
「パートナーから暴言や暴力を受けている」  
「ひとり親で困っていることがある」 など



「親から暴言や暴力を受けている」  
「お父さんとお母さんのけんかをみるのがつらい」  
「親の代わりにきょうだいの面倒を見なければいけない」  
「学校や友達のこと心配なことがある」  
「家でやらなければならないことが多く、  
自分のやりたいことができない」 など



「近所で子どもの泣き声や  
大人の怒鳴り声が聞こえて心配だ」  
「虐待の心配がある」  
「暗くなっても子どもだけで遊んでいる」  
「親を怖がっているようだ」 など



**こども家庭相談室  
「スマイルなんと」**  
実情に応じた  
適切な支援につなげます

保育園  
認定こども園  
学校

子育て支援  
センター

医療

保健

福祉

教育委員会

子育て支援アプリ

なんとう Hug  
でも相談できます!!

iOS版      Android版

※相談の場合はアカウント登録が必要です

虐待の緊急性が  
高い場合

児童相談所虐待対応  
ダイヤル  
いちはや <

**189**

相談窓口 南砺市こども課内 (開庁日の午前8時30分~午後5時15分)

こども家庭相談室「スマイルなんと」 相談専用電話 **0763-23-2026**

# ネットワーク強化による子ども・子育て支援の充実

～児童福祉法改正による「こども家庭センター」設置を見据えて～



妊娠



出産



乳児期



幼児期



学童期



中高生

切れ目のない子育て支援

なんとHug



なんとHug

- ・1対1の相談対応
- ・必要な子育て情報のプッシュ通知
- ・掲示板機能で保護者のネットワークづくり

すべての子ども・家庭・妊婦の相談総合入口 (web版)

健康課 (母子保健)

子育て世代包括支援センター

各地区担当保健師・管理栄養士

新生児訪問・産後ケア事業・産後ヘルパー派遣事業



【New】なんとHugで予約可能

各種教室・健診

連携強化

こども課 スマイルなんと

こども家庭総合支援拠点

すべての子ども・家庭・妊婦の相談総合入口 (電話・対面)



【New】なんとHugで予約可能

子育て支援センター行事



R6.4以降 一体化

こども家庭センター

児童福祉法改正によりR6.4から市町村に設置努力義務